

千葉県障害者福祉団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、障害者福祉の向上のため障害者福祉団体が実施する各種福祉事業に要する経費について、予算の範囲内において千葉県補助金交付規則(昭和60年千葉県規則8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき当該障害者福祉団体に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「障害者福祉団体」とは、本市に住所を有する障害者児(以下「障害者」という。)、又はその保護者及び関係者で組織され、障害者の地域社会への参加と福祉の向上に寄与している団体をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、障害者福祉団体がその会員若しくは市民を対象に、独自に実施する事業で、その内容は次のとおりとする。

- (1) 講習会、研修会、学習会などの教育事業
- (2) 相談会、一時預かり、親子遊びなどの相談・療育事業
- (3) 会報発行などの広報・啓発事業
- (4) キャンプ、スポーツ大会、クリスマス会などの社会参加促進事業
- (5) その他市長が必要と認める事業

(補助金の交付額)

第4条 補助事業の対象事業、対象経費、補助率及び補助上限額等は、別表第1のとおりとする。

2 交付額は、別表第1に基づき対象ごとに算出した額の合計とする。

3 前条第5号の規定による事業の経費については、市長が必要と認める額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉県障害者福祉団体補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業の実施計画書
- (2) 補助金の交付を受けようとする事業の歳入、歳出予算書
- (3) 障害者福祉団体の組織図
- (4) 障害者福祉団体の規約、会則等
- (5) 障害者福祉団体の当該年度歳入、歳出予算書
- (6) 障害者福祉団体の当該年度事業計画書
- (7) 補助事業等の効果
- (8) 団体の会員名簿

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は実施計画の変更（別表第2に掲げる軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第7条 規則第6条による通知は、千葉県障害者福祉団体補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更承認の申請)

第8条 第6条第1号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県障害者福祉団体補助金事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(中止等承認の申請)

第9条 第6条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県障害者福祉団体補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第10条 市長は、第8条及び第9条の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、千葉県障害者福祉団体補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、市長が定める期日までに千葉県障害者福祉団体補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実施状況報告書
- (2) 補助事業の歳入、歳出決算書

2 前項に定める実績報告のほか、市長は必要に応じ、補助金の交付決定をした団体の、当該年度に係る全体の収支状況が明らかになる書類の提出を求めることができる。

(額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、千葉県障害者福祉団体補助金額確定通知書（様式第7号）によるものとする。

(交付の請求)

第13条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市障害者福祉団体補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市障害者福祉団体補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第14条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市障害者福祉団体補助金交付決定取消通知書(様式第10号)によるものとする。

(返還命令)

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市障害者福祉団体補助金返還命令書(様式第11号)によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行し、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定により適用する別表の補助基準額については、平成8年4月1日以降に補助金を交付する団体について適用し、同日前に旧要綱の規定により補助金を交付した団体の補助基準額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。ただし、別表中の社会参加促進事業に関する対象経費及び補助上限額欄中1,000円とあるものについては、平成24年度については2,000円、平成25年度については1,500円と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1

対象事業	対象経費	補助率	補助上限額
教育事業	事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10分の9	18万円
相談・療育事業			24万円
広報・啓発事業	事業の実施に必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料		12万円
社会参加促進事業	事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 参加者負担金の算出法 1,000円×延べ参加人数		1,000円×当該年度4月1日現在の会員数

対象事業の事業名称ごとに100円未満の端数は、切り捨てる。

※社会参加促進事業については、総事業費(補助率をかけた金額)と対象経費(参加者負担金)を比較し、低い金額を対象事業補助金とする。但し、補助上限額の範囲内とする。

別表第2

補助事業の内容又は実施計画に係る軽微な変更	経費の配分に係る軽微な変更
1 補助目的の達成のために相関的（一方が変われば他方も変わるような関係）な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要があるもの 2 補助目的の変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的の達成に資すると考えられるもの 3 補助目的及び事業能率に関係のない計画の細部の変更であるもの	1 経費の目的を実質的に変更しないもの 2 経費の配分の変更が経費使用の効率化に資するものであり、補助目的の達成に何らの支障がないと認められるもの 3 経費の配分の固定化が、かえって経費の能率的な使用を妨げるおそれがあり、かつ、補助事業者等の創意に基づく配分の変更を認めても、補助目的の達成に支障がないと認められるもの